

徳島県告示第三百十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、東みよし町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

東みよし町

二 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

三 成果の名称

東みよし町西庄字加茂山及び樋尻川、中屋の一部の地籍図及び地籍簿（西庄六地区

四 調査を行った地域

三好郡東みよし町西庄の一部（西庄六地区）

五 認証年月日

令和五年六月二十日

二一 調査を行った者の名称

東みよし町

二 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

三 成果の名称

東みよし町毛田の一部の地籍図及び地籍簿（毛田十二地区）

四 調査を行った地域

三好郡東みよし町毛田の一部（毛田十二地区）

五 認証年月日

令和五年六月二十日

三一 調査を行った者の名称

東みよし町

二 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

三 成果の名称

東みよし町昼間字西谷、打越、サルバミ北及びサルバミ、キト内、城山下、前山の

一部の地籍図及び地籍簿（前山一地区）

四 調査を行った地域

三好郡東みよし町昼間の一部（前山一地区）

五 認証年月日

令和五年六月二十日

四一 調査を行った者の名称

東みよし町

- 2 調査を行った時期
令和二年度及び令和三年度
- 3 成果の名称
- 4 東みよし町昼間字土取、前山の一部の地籍図及び地籍簿（前山二地区）
調査を行った地域
- 5 三好郡東みよし町昼間の一部（前山二地区）
認証年月日
令和五年六月二十日